

○増田補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第77回「補装具評価検討会」を開催させていただきます。

構成員の皆様におかれましては、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日、検討会をオンラインにて開催しております。また、YouTube上でライブ配信を行っておりますが、アーカイブ配信をいたしませんので、会議開催時間帯のみ視聴可能となっております。御承知おきください。

続きまして、構成員の出席状況について御報告申し上げます。

本日は、現在、7名の構成員に御出席いただいており、陳構成員が遅れて御参加される予定でございます。それをもって8名全ての構成員が御出席となるという状況でございます。

以降の進行につきましては、芳賀座長にお願いさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○芳賀座長 皆さん、よろしくお願いいたします。

それでは、まず事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○増田補佐 本日の資料は、議事次第、資料1と2、参考資料1と2となっております。資料の不足などございましたら、事務局にお申しつけください。

○芳賀座長 それでは、本日の議事に入ります。

議題1「令和9年度補装具告示等改正に向けた主な論点整理」についてですが、論点ごとに御意見があると思いますので、それぞれのスライドの説明の後に御意見を頂きたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○野原専門官 資料1「令和9年度補装具告示等改正に向けた主な論点（案）」を御覧ください。

表紙の次、スライドの1「令和9年度補装具告示等改正に向けた進め方」について御説明させていただきます。

まず、基本的な考え方として、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準の支給基準額等については、3年に1回の見直しを行っており、次期改正は令和9年4月を予定しております。補装具告示の改正に伴い、補装具費支給事務取扱指針について、補装具費支給事務取扱要領、それぞれで定めております支給事務についても見直しを予定しております。

今後のスケジュール（案）ですが、先週金曜日に開催されました第76回、本日の第77回の補装具評価検討会において改正に向けた主な論点（案）について御意見を頂き、事務局でまとめまして、9月上旬の検討会で改めて検討していただきたいと考えております。11

月下旬の検討会では、改正（案）の提示を行い、2月下旬には改正内容（案）を御報告したいと考えております。

スライド2に移ります。「義肢装具製作工程のデジタル技術導入の主な論点（案）」を御説明いたします。

デジタル技術については、業務の効率化、人材不足への対応として医療DXあるいは製造業全体においても導入が進められているところであり、現状では、補装具告示において3Dスキャナーによる身体形状の取得を採型とは認めておりません。製作工程でのデジタル技術の使用については特に明示していないという状況です。義肢装具の製作工程にデジタル技術を導入するに当たっては、製作する補装具の精度、安全性、作業時間の変化、費用対効果、デジタルデータを含めた個人情報の取扱い方法について検討を進める必要があります。また、プライベートゾーンにかかる義肢装具の採型については、被採型者のプライバシー尊重等を含めたガイドラインがありません。

現状を踏まえた主な論点として「採型を含む義肢装具製作工程におけるデジタル技術の導入について」を挙げさせていただきました。

事務局からの説明は以上です。

○芳賀座長 ありがとうございます。

それでは、デジタル技術のことについては厚労科研の中でも研究されていましたが、厚労科研に関係された方から何か補足などがありますでしょうか。

浅見構成員、お願いします。

○浅見構成員 デジタル技術の導入というのは非常に重要なことで、専門官から御説明がありましたように、それに関わるガイダンスなどの作成も必要かと思います。しかし、個人情報保護法がつい先日改正になったばかりですので、それにも即した形で、今後どのようにしていくのかということになると思います。本日は、厚労科研班の代表者としての立場でもあります。厚労科研のほうでもデジタル技術に関する結果も出ささせていただきました。関係された中村オブザーバーの手が挙がっているようですので、追加補足いただければと思います。よろしいでしょうか。

○芳賀座長 それでは、中村オブザーバーから追加をお願いします。

○中村オブザーバー 国リハの中村です。研究班の一人として意見します。

3D技術は過去も前の厚労科研の課題からかなり長期にわたって調べていただいて、特に事業者や医療職には、有用な技術であって、かつ技術レベルとしてもこの数年間で格段に上がってきて、かなり信頼性の高い使える技術として定着しつつあるのではないかと考えています。そういう技術的進歩とは対照的に運用面での課題、先ほど言いました個人情報を含めて、ガイドラインの制定とか、そこら辺が非常に遅れているというところがとても残念なところで、特に個人情報についても法律が改正されたということで、今までと同じ考えではいかんなと思っています。

先ほど言いましたように、ガイダンス等がつくられるようですから、ここで言っている

ガイドラインとかも、それに沿ったものでないと適切な運用ができないと思いますので、早急に進めていただきたいと思います。研究班として協力はできるのですが、実際のガイダンスの制定とか作成とかについては厚労省にお任せするしかないので、できる限り早く進めていただきたいと思います。現状では、3Dスキャナーによる身体形状というのは採型ではないということで支給基準対象外となっているところですが、やはり新しい技術が運用の遅れで導入できないというのはとても残念なことなので、ここは強力に我々としてもお伝えしたいと思っています。

以上です。

○芳賀座長 ありがとうございます。

厚労科研の研究班からの説明ということで、これからは御参加の皆様から御意見あるいは御質問を募りたいと思いますので、御意見等がある場合、Zoomの「手を挙げる」機能を使用してください。これはこの後も一緒です。また、御発言のない間はミュート機能の設定をお願いいたします。

それでは、先ほど事務局から説明がありました義肢装具製作工程へのデジタル技術導入の主な論点（案）に関して、皆様から御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

なお、議題1の最後に事務局資料以外の補装具に関する御意見を頂戴する時間も設けますので、まずは先ほどの事務局資料に絞った御意見、御質問をお願いいたします。いかがでしょうか。

河合構成員、お願いいたします。

○河合構成員 河合でございます。

今回の「採型を含む」という部分になるのですが、現在のルールで言うと、石膏モデルを作らないと加算できないというところ以外にも何か問題があるのでしょうか。

○芳賀座長 これは事務局のほうからお答えいただけますか。

○野原専門官 事務局です。ありがとうございます。

陽性モデルを作る以外でも何か問題があるかということでしょうか。

○河合構成員 はい。

○野原専門官 現在、3Dスキャナーによる身体形状の取得が採型と認められていないという点については、ギプス採型法によるということを採型方法の一つとして挙げているからになります。ほかには印象材による採型も装具で入っておりますが、デジタル技術を用いた場合を採型と認めるとは書いておりませんので、そういった点で認められていないというところになります。

○河合構成員 分かりました。

○芳賀座長 ありがとうございます。

そのほかに御意見、御質問ありますでしょうか。

山口構成員、お願いいたします。

○山口構成員 山口です。

今、御説明にもありましたけれども、制度的なところ、ガイドライン等の整備も必要かと思いますが、3Dスキャナーを使うことで作製される場合と現状のギプス包帯で型を取って石膏を流して陽性モデルを作製するといった場合、両方を比較してコスト的な部分の差というのはどの程度あるのか、教えていただいてよろしいでしょうか。

○芳賀座長　ありがとうございます。

これは厚労科研のほうで検討されていたでしょうか。浅見先生、お答えいただけますか。

○浅見構成員　厚労科研のほうで研究した内容の一つです。デジタル技術を使うほうがコスト的には安価になるという結果だったと思いますが、中村オブザーバー、補足していただけますか。

○中村オブザーバー　中村です。

製作方法で結構変わるのですが、例えば今はメインとしては、スキャナーで身体形状を取得した場合に、それをデジタルデータに変換して、ウレタンブロックを削り出して陽性モデルを作るという工程があります。そうすると、採型に相当するスキャナーを利用する時間とウレタンブロックを削り出すという製作工程の2工程になります。採型のスキャン的には、スキャンの時間が短くなることから、労働賃金としては安くなるかもしれませんが、製作としてのウレタンブロック等の材料がまだ高価なので、製作要素としては高くなる。トータルで比較すると、今のところ、とんとんかなという感じがしています。

一番のメリットは、価格的な問題よりは、石膏を使わないという衛生的な管理と患者さんが汚れないということ、あと、陽性モデルを作らないことによって廃棄物が少なくなる、そういうところが今までの技術ではなし得ないメリットではないかと思っています。

以上です。

○芳賀座長　ありがとうございます。

山口構成員、いかがでしょうか。

○山口構成員　ありがとうございます。理解できました。

○芳賀座長　今、中村オブザーバーがおっしゃった「とんとんかな」というのは、多分、設備投資に当たるものは除いたとしてという理解でよろしいでしょうか。

○中村オブザーバー　そうですね。設備投資は当然かかるものですが、ここで言われると、3D技術自体が高額な技術になって、はっきり言って前には進まないと思いますので、そこは考えなくてもいいのではないかと思います。そうしないと何も進まないです。

○芳賀座長　ありがとうございます。

もちろん設備投資は長年にわたって償却されていくものですので、そこは別のものと考えてということだと思います。

それでは、大西構成員、御意見、御質問、お願いします。

○大西構成員　まず、今回、デジタルのほうの採型というところで3Dスキャナーのみが上がっておりますが、現状、MRIとか、そのほかコンピュータトモグラフィと呼ばれるような形で体の断層の画像を撮って、そこから体の外形状を採型するというのはできる

ようになっていると思います。そういったものは今回は含まないということで考えているのでしょうか。

○芳賀座長　ありがとうございます。

これは事務局のほうからお願いしていいですか。

○野原専門官　事務局です。ありがとうございます。

そういった場合、医療機関が取得したデータを利用することになるかと思いますが、現在、義肢装具士が病院で行っている採型に代わるものとはまた違うものになるかと思います。そこはデジタルデータの取扱いについてもきちんと整理していかなければいけないところかと思っております。

○大西構成員　ありがとうございます。

おっしゃるとおり個人情報というところもありますが、どこで取得したというところも大切なことかと思います。十二分な精度を持っているデータではあるかと思いますが、それを逆に使わないというのもトータルで考えるとコストとして余計なことをしているのではないかという気がするので、そこも含めて検討いただきたいのと、今回、厚労科研でどちらかというP0目線で3D技術はどれだけ使えるかということを調査していただいているかと思いますが、メーカーのほうを巻き込んだ形でどれぐらいの精度があればいいのかということの検証とかはしているのでしょうか。

○芳賀座長　ありがとうございます。

これは中村オブザーバーからお答えいただけますか。

○中村オブザーバー　スキャナーの機器については精度検証をしまして、いわゆる100万円のものからiPadで取れるものとか、いろんなスキャナーがあります。精度が上がると画像が切れてしまう、ロストの回数も多くなったりしますので、そこは精度の高いスキャナーがいいかという、必ずしも運用上全てを考えるとベストではない。補装具を作るためのデジタルデータとしてどのぐらいの精度が必要かというのは検討はしていますが、実際運用するときにはどの機器を使えばいいかというのはもう一回決める必要があるかと思っています。今、iPadとか通信機能があるので、個人情報保護とか考えると難しいかと思っていますので、中間ぐらいの性能で、通信機能がないようなものが望ましいのではないかと考えています。

○大西構成員　逆に既存の機器で今、調査しているかと思いますが、仕様をはっきりと決めればメーカー側もそれに応じた製品のラインナップというのは組めると思うので、そういった点でもどこを押さなければいけないのかというところをまずは押さえていただいたほうが、3Dスキャナーを入れる入れないという、既存の技術ありきという話ではないほうがいいのかなということはエンジニアとしては感じるところであります。

以上です。ありがとうございました。

○芳賀座長　ありがとうございました。

それでは、西嶋構成員、よろしくお願いします。

○西嶋構成員 西嶋でございます。

デジタルデータの取扱いというところで、データを取るところの問題もありますが、取った後のデータの管理というところ、恐らく今まで義肢装具の業界だと、こういうデータの管理というところは、基本、アナログでしたので、そんなに慎重な扱いというのがなされてこなかったのではないかと。医療情報として電子カルテを入れたのと同じように、取扱注意という要素が高くなってくる。そこに関して業界全体の取組としてデータの管理保全といったものがより強く求められる。そこについて、ただ単にデジタル技術を云々というよりは、情報の管理が今まで以上に求められるのではないかとこのところがあるかと思っています。

例えば今までも、取った石膏のモデルとかを使って、よからぬことをやろうと思えば技術的にはできなくなかったのですが、情報の流出とかいうのもあり得るではないでしょうけれども、目立つものだったのが今度はデジタルデータになると全然分からないうちに流出してしまったり、それはハッキングとかいうのも含めてですが、そういうふうな目に見えない情報、コピーが取りやすく流出したかどうかともよく分からないようなものを扱うというところに関して、全体的な研修とか、そういったものも必要になってくる。そういうことも念頭に置いてやらなければいけないのではないかと思いますので、ただ単に採型技術が、形が変わるというものでは済まない可能性が高いのではないかと考えています。そういうのをちゃんとクリアすれば、すごくいい方法ではないかと期待しています。

以上です。

○芳賀座長 ありがとうございます。

今のは御意見として伺ったのですが、西嶋先生の御意見について何かコメントがある方、いらっしゃいますか。

浅見構成員、お願いします。

○浅見構成員 今、西嶋構成員がおっしゃったとおりだと思います。先ほども申し上げましたけれども、採型される方の個人情報をどのように管理するのか、またプライベートゾーンのデータをどのように保護するのか、が重要になります。そのためには、ガイドラインを早急につくっていただかないと、この技術の導入が進まないと思います。もちろん厚労科研班としてもお手伝いさせていただければと思いますが、厚労省のほうで主体になっていただき、ガイドラインの作成に向けて取り組んでいただければと3D技術の導入が進んでいくと思います。諸外国ではそのあたりにつきましては、明確な形で厳重な管理がなされているように思いますので、日本でも情報管理のガイダンスなどを作成し、3D技術の普及につなげていただければと思います。

○芳賀座長 コメントありがとうございました。

先ほどの西嶋構成員のコメントと浅見構成員のコメントに関係してどなたかコメントがあればお願いいたします。よろしいでしょうか。

大西構成員、お願いします。

○大西構成員 質問に近い形にはなるかもしれませんが、当然、ガイドラインは日本国内に合ったものが必要だと思いますが、逆に海外ではどの程度できている、もしくはどの国でどこまでをやっているとかいう情報は厚労省のほうでは把握されているのでしょうか。

○芳賀座長 厚労省のほうで何か情報ありますでしょうか。

○野原専門官 事務局です。

詳細な情報は私のほうでは確認が取れていませんので、今日頂いた御意見を基にしまして、確認を進めさせていただければと思います。

○大西構成員 私も定かではないのですが、米国の中では、たしか3Dスキャナーは入っていたように思うので、それを入れたいきさつとかも、先に進んでいるところがあるようならば調べていただいて、それが日本に適用できるのかできないのか、何を明らかにするべきなのかということも丁寧に御用意いただければ、その後の浅見先生や含めての、これまでの実績も含めて、何ができる、何ができないというところが分かるのかと思うので、ぜひ御検討のほどお願いいたします。

以上です。

○芳賀座長 ありがとうございます。

浅見構成員、追加のコメントありますか。

○浅見構成員 今、大西構成員がおっしゃったように、アメリカではガイドラインができていますと思いますので、それも参考にさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

○芳賀座長 ありがとうございます。

そのほか、デジタル技術導入の主な論点についてはよろしいでしょうか。

活発な御意見ありがとうございます。

それでは、次の論点（案）に移りますので、事務局から説明をお願いいたします。

○野原専門官 資料1のスライド3を御覧ください。「装具 下肢装具の主な論点（案）」を御説明いたします。

支柱付短下肢装具の足部に当たるものですが、こちらは、下肢装具の構成要素である足部覆い、標準靴の他に、靴型装具である短靴、チャッカ靴、半長靴、長靴から算定ができます。靴型装具は、さらに整形靴、特殊靴、健足用に分類されることから、計14種の足部が用意されていることになります。

令和7年度の厚生労働科学研究の結果として、算定項目が複雑であることが補装具事業者の見積り作成業務、行政の見積り確認業務の効率化を阻害する要因であることが第74回の補装具評価検討会で報告されております。これを踏まえまして、補装具告示別表は整理統合を進める必要があると言えます。

加えまして、足部に変形、褥瘡及び胼胝がある場合には、靴型装具では着脱困難なことも多く、爪先のない足部覆いが処方されることも多いのですが、靴型装具には足部覆いが定められていないため、足部覆いを算定することができません。しかし、令和6年度厚生

労働科学研究の結果から、足部覆いは靴型装具よりも基準額が低くなる可能性があります。

現状を踏まえた主な論点として「下肢装具の足部又は靴型装具の項目を整理統合することについて」を挙げさせていただきました。

以上です。

○芳賀座長 ありがとうございます。

それでは、本件に関係した厚生科学研究班の分担研究者である丸山オブザーバーから補足などがあればよろしく願いいたします。

○丸山オブザーバー 国立障害者リハビリテーションセンターの丸山でございます。私のほうからは、ここに示した数値、表について御説明申し上げようと思います。

まず、短下肢装具では、足部に変形がある場合の変形の矯正や予防、疼痛の軽減に対しては靴型装具を使用することとなります。要領においても、医師が必要と認める場合は下肢装具の足部に靴型装具を算定することができると定められています。その上で、日本は屋内外で靴の着脱が必要なため、着脱性などの観点から足部覆いの処方も多いこととなりますが、靴型装具の中に足部覆いの価格が定められていません。そのため、靴型装具の中に足部覆いを定める必要があると考え、適正価格を靴型装具を対象として算出したものがこの表になります。

こちらの表は、補装具事業所に足部覆いと靴型装具の製作時間と材料コストをアンケート調査したデータが基になっております。右が採型・採寸のみの時間と材料コスト、左が採型・採寸を除いた製作要素についての時間と材料コストについて、靴型装具に対する比率として表した表になっております。

靴型装具には、短靴やチャッカ靴、半長靴、長靴がありますが、足部覆いはどの区分にも存在し得るということになりますので、短下肢装具の足部に靴型装具として足部覆いを算定する必要がある場合は、左の表の①の結果から、また人件費と原材料費が4対6とする加重平均を取ってくると、靴型装具のおよそ64%程度を算定するのが相当だと考えられます。また、下肢装具ではなく単に靴型装具として足部覆いを使用する場合は、同様に左の表の②の結果から、靴型装具の46%相当が妥当だと考えられます。

ここで①の下肢装具の足部覆いと②の靴型装具と同等の足部覆いで原価が1.4倍程度異なりますが、これは、下肢装具に使用する場合はあぶみを取り付ける、またはそれにシャックを取り付けるなどの工程が必要であるほか、あぶみを取り付けた後、底付けの工程が、どうしても機械を使えなかったり、傷をつけないように手作業に頼らざるを得ないということが考えられます。ただし、右の基本価格については、下肢装具の足部として用いる場合と靴型装具として用いる場合とで差がないことから、減額調整することは不適切であると考えられます。

以上のような結果から、靴型装具に足部覆いの追加を提言いたしたいと思います。また、それに伴いまして、腰革の高さに関係なく全て短靴で算定させるといった、事業所に告示基準額より安価での見積りを強制する更生相談所もあると聞き及んでおりますので、その

辺が不適切な運用がないように、適切に運用されるようにしていただきたいと思います。と考えております。

私からは以上です。

○芳賀座長 ありがとうございます。

それでは「装具 下肢装具の主な論点（案）」に関して、皆様から御意見、御質問がありましたらお願いいたします。特にございませんでしょうか。

特にございませんようでしたら、論点（案）にあります「支柱付下肢装具の製作要素となる足部を算定する、下肢装具の足部又は靴型装具の項目を整理統合することについて」は、特に御意見がないということで、事務局のほうで進めていただくことにしたいと思います。と思いますが、よろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○芳賀座長 それでは、次の論点（案）に移りますので、事務局から説明をお願いします。

○野原専門官 それでは、資料1のスライド4を御覧ください。「姿勢保持装置 種目整理の主な論点（案）」を御説明させていただきます。

現状ですが、姿勢保持装置の構造フレームが車椅子・電動車椅子の場合には、車椅子・電動車椅子の本体価格で構造フレームの基準額を算定することになっております。種目については姿勢保持機能があるかどうかで姿勢保持装置と車椅子・電動車椅子を分けています。一方で、支給個数の考え方ですが、構造フレームが木材・金属か、車椅子・電動車椅子か、つまり移動の機能があるかどうかで分けています。種目と支給個数の分け方が統一されていない現状に対しまして、2台目の支給判断の観点からも、姿勢保持機能の有無ではなく構造フレームの種類で判断するほうが明確であるとの意見もあります。

現状を踏まえた主な論点として「構造フレームに車椅子・電動車椅子を使用した場合に、種目を車椅子・電動車椅子とすることの是非について」を挙げさせていただきました。

以上です。

○芳賀座長 ありがとうございます。

それでは、本件に関係して、厚労科研研究班の分担研究者である横井オブザーバーからもし補足等があればよろしくをお願いいたします。

○横井オブザーバー よろしく申し上げます。横浜市総合リハビリテーションセンターの横井です。

こちらについては、以前の補装具評価検討会でも、車椅子・電動車椅子フレーム付姿勢保持装置の項目については、種目として車椅子・電動車椅子として取り扱う方向性となっていました。が、厚労科研での更生相談所へのアンケートでも、車椅子と姿勢保持装置の種目分類の再検討について意見が多く上がっています。姿勢保持装置と車椅子・電動車椅子の構造フレームを持つ場合に関して、先ほどあったように、現在、種目は姿勢保持装置ですが、車椅子・電動車椅子に変更することによって種目と台数管理を一致させることが可能となります。その場合に、車椅子に加える姿勢保持機能をどうするかというところが検

討課題かと思えます。

課題としては、基本価格の扱いであったり、姿勢保持装置と重複する部分の控除、完成用部品の扱い等があります。基本価格については、車椅子の基本価格の分け方と姿勢保持の基本価格の分け方が異なっていることや、採型の取扱いも含めて検討が必要と考えております。また、重複する95%の控除については、実際の製作などに沿った形での検討が必要と考えております。また、完成用部品については、姿勢保持装置の完成用部品を算定する場合には、今までは種目を車椅子フレーム付姿勢保持装置としていましたが、今回これが車椅子の種目になりましたので、例えば現在でも殻構造の義肢用の完成用部品を装具に用いるような形で、種目が異なっても使用することが可能というような形で検討できるようにするなどが必要かと考えております。

以上です。

○芳賀座長 ありがとうございます。

それでは「姿勢保持装置 種目整理の主な論点（案）」に関して、御出席の皆様から御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

高岡構成員、よろしくお願いします。

○高岡構成員 高岡です。よろしくお願いします。

今の御提案に関しては私も賛成です。車椅子も電動車椅子も基本的には姿勢保持は考えなくてはならないという前提ではありますが、その上で、姿勢保持装置のようながっちりしたものをつけなくてはいけないものも含めて車椅子・電動車椅子にするという形で分けたほうが更生相談所としても判定もしやすいというか、分かりやすい、台数管理もしやすいという点があるので、その方向で進めるのがいいのではないかと思います。ただ、先ほど御説明があったように、どのように算定するのかというのはなかなか難しいところがあるとは思います。

以上です。

○芳賀座長 ありがとうございます。

そのほか、西嶋構成員、お願いいたします。

○西嶋構成員 西嶋です。

いっそのこと、今まで車椅子フレーム付姿勢保持装置と言っていたものを姿勢保持装置付車椅子と言ってしまったほうが分かりやすいかと思います。これは車椅子だということを明確にしたほうが、更生相談所や市町村で児童の案件が上がってきたときに間違えてしまったり戸惑うことがぐっと減るのではないかと、ということが期待できるかと思います。

以上です。

○芳賀座長 ありがとうございます。

今のは御意見として伺いました。そのほかありますでしょうか。

河合構成員、お願いします。

○河合構成員 河合です。

確認ですけれども、姿勢保持装置が出るような対象者については、姿勢保持装置がついていない車椅子・電動車椅子は出さないということによろしいのでしょうか。

○芳賀座長 これは事務局のほうでお答えしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○野原専門官 事務局から回答させていただきます。

支給判断になりますので、どうなるかというのは、個別の判断になるかと思います。基本的には姿勢保持装置が必要な方には姿勢保持装置のついた車椅子・電動車椅子が、必要のない方は姿勢保持装置のついていない車椅子・電動車椅子が支給されるという整理になるかと考えております。してはいけないというよりは、そこで分かれるのではないかと考えております。

○河合構成員 河合です。

そのところをはっきりしないと、日本だけ、いわゆるシーティングとモビリティである車椅子・電動車椅子が分かれて判定されているので、特に18歳以下の場合は多数のものが出ていて使われていないという実態があると思います。というのは、昨年度から姿勢保持装置の個数が増えて、姿勢保持装置がついていない車椅子の支給が出ないことで、更生相談所に対して18歳以下からの問合せがかなり増えています。なぜバギーを出さないのだという話になりますので、車載搭載用の姿勢保持装置も出すし、屋内で使う姿勢保持装置、自力、介護でも構いませんが、屋外で使う車椅子・電動車椅子という場合分けをしたのですから、そこは国が一律に基準をつくらないと、また市町村はちょっとの間の移動のためにバギーが欲しいというようなことになって、市町村の方が判断に困ることになりかねないのではないのでしょうか。そこだけを危惧しています。

○芳賀座長 ありがとうございます。

事務局からコメントありますでしょうか。

○野原専門官 ありがとうございます。

自治体のほうで判断に困るような運用にならないように注意して進めるという御意見かと思うので、考慮して検討していきたいと思います。

○芳賀座長 ありがとうございます。

○河合構成員 了解しました。

○芳賀座長 そのほか何かありますか。よろしいでしょうか。

それでは「姿勢保持装置 種目整理の主な論点（案）」を終わりにして、次の論点（案）に移ります。事務局から説明をお願いいたします。

○野原専門官 資料1のスライド5を御覧ください。「姿勢保持装置 製作要素価格の主な論点（案）」を御説明いたします。

姿勢保持装置の製作において必要となる頸部継手、ハーネス等の製作要素価格について、現在、補装具告示の別表に定めがありません。しかし、義肢における製作要素価格の中には項目の定めがあり、算定が可能となっております。表の部分が義手のハーネスの補装具

告示の価格の抜粋です。姿勢保持装置が算定できない状況が生じているという点については、昨年度の団体ヒアリングでも指摘されております。

こういった現状を踏まえまして、主な論点として「姿勢保持装置における頸部継手及びハーネスなどの、製作要素価格項目への追加について」を挙げさせていただきました。

以上です。

○芳賀座長 ありがとうございます。

では、本件についても厚労科研研究班の分担研究者である横井オブザーバーから補足等あればよろしくお願いいたします。

○横井オブザーバー 横井です。よろしくお願いします。

こちら厚労科研のほうで補装具事業者アンケートを実施しました。頸部継手とかハーネスを含めたベルト、パッドの一部などについて、基準では算定できないため、それが一部特例とか、個数が多くなると特例で申請しているという実態が明らかになっております。それに加えて、その後、事務手続も多いということも指摘されており、これらの部品については比較的多く使用されているものであるため、基準内で算定できるようになるとよいのではないかと考えております。

また、パッド類については、本人の体に合わせるため、形状を調整するのですが、それだけではなく、カバー等の縫製も必要であったりするので、現状での金額だと補装具事業者の負担も大きいと考えられますので、製作要素価格の見直しがあればいいかなと考えております。

以上です。

○芳賀座長 ありがとうございます。

それでは「姿勢保持装置 製作要素価格の主な論点（案）」について、皆様から御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

河合構成員、お願いします。

○河合構成員 河合です。

基本的な用語の使い方として、義手のようにハーネスは力の伝達という意味合いを持っているものから、姿勢保持装置については、いわゆる行為、動作をするためのベルトというのは基本ないと考えていますし、拘束性のあるものなので、ハーネスというよりはストラップもしくはベルトという考え方でよろしいのでしょうか。

○芳賀座長 これは事務局からコメントがありますでしょうか。

○野原専門官 ありがとうございます。

これについては、今後、ベルト、ハーネス等の製作要素価格について、現在含まれていないものについての整理を行う中で、現場でどのように使われているかということも含めて検討させていただきたいと考えております。

○河合構成員 分かりました。ありがとうございます。

○芳賀座長 ありがとうございます。

そのほか御意見、御質問ありますでしょうか。

特にないようでしたので「姿勢保持装置 製作要素価格の主な論点（案）」についてはよろしいでしょうか。

では、次の論点（案）に移ります。事務局から説明をお願いします。

○野原専門官 資料1のスライド6になります。「車載用姿勢保持装置 支給に係る主な論点（案）」を御説明させていただきます。

車載用姿勢保持装置の告示基準額では、利用者にとって必要となる体幹パッド等の製作加工に対応する項目の定めがありません。必要となった場合、特例補装具として支給を行っているという実態があります。車載用姿勢保持装置の特例補装具支給件数は、令和2年度の479件から令和6年度の646件へ増加が見られております。車載用姿勢保持装置の支給総数に対する割合も20%から26%と上昇が見られております。

こういった特例補装具の支給件数、割合が増えているといった現状を踏まえた主な論点として「車載用姿勢保持装置における体幹パッド等の取扱いについて」を挙げさせていただきました。こちらは、車載用姿勢保持装置の告示基準の中で体幹パッド等を特例補装具ではなく支給できないかというところを、論点として挙げさせていただいたものです。

以上です。

○芳賀座長 ありがとうございます。

それでは、本件についても厚労科研研究班の分担研究者である横井オブザーバーから補足等があればよろしくをお願いします。

○横井オブザーバー よろしくをお願いします。

車載用姿勢保持装置についても厚労科研のほうで補装具事業者アンケートを実施しております。支給に関して障害児だけではなくて障害者に対象が広がったというプラスの評価がある一方で、制度の基準額上限が本体の実勢価格に迫いついていない、部品オプションが算定されず差額自己負担や特例補装具の扱いになるなどの意見が多くありました。自治体の特例補装具の支給件数もちらのスライドにあるように増加しているような状況になっております。

また、車載用姿勢保持装置は、繰り返しになりますけれども、既成のフレームをベースに作ることが多いのですけれども、その価格自体が既に基準価格を超えてしまっているということに加えて、ベルト、パッドの部品の費用や、姿勢保持装置と同一にはできないかもしれないけれども、姿勢保持のための調整であったり、車載用ということで車への取付けなど補装具事業者の負担もあり、現状、支給基準上の課題が多くあると考えております。

以上です。

○芳賀座長 ありがとうございます。

それでは「車載用姿勢保持装置 支給に係る主な論点（案）」について、皆様から御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

高岡構成員、お願いします。

○高岡構成員 高岡です。

今、横井先生から御説明がありましたが、そもそも本体価格、基準の額がまだかなり低い価格になっているという問題があるのですが、それはまた別途、全体として考えるということでもいいのかということと、パッド類の追加、必要な人がいるのでどう追加するか、どう扱うかというのは別にして、追加していいと思うのですが、どこまで厳密なことを求めるのかということで、例えば個数を限定するとか、そういうことまで考えていらっしゃるのか、教えていただきたいと思います。

以上です。

○芳賀座長 ありがとうございます。

これは事務局と横井先生、両方に関わるかもしれません。横井オブザーバーから何かコメントありますでしょうか。

○横井オブザーバー ありがとうございます。

どこまで要求するかというところで、全て姿勢保持と同じようにするところまでは要らないのではないかと考えるのですけれども、全くないものというところで、本日、皆様の御意見を頂いて検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○芳賀座長 ありがとうございます。

事務局から何か追加はありますか。

○野原専門官 ありがとうございます。

本体価格に関する価格の面と特例補装具として出ているという実態とを併せて全体的に問題点を整理していく中で検討していくことになろうかと思います。現状では、明確に価格をどうする、パッドの数をどうするといった具体的な方法までは確定しておりませんので、今後、検討を進めていきたいと考えております。

○芳賀座長 ありがとうございます。

高岡構成員、よろしいでしょうか。

○高岡構成員 承知しました。よろしくお願いします。

○芳賀座長 そのほか、何か御意見、御質問はありますか。

西嶋構成員、お願いします。

○西嶋構成員 西嶋です。

車載用姿勢保持装置として価格のほうで想定しているのは恐らくレディメイドのことだと思います。ただ、レディメイドそのままだと適合しないというケースがあって、一部カスタマイズというか、付属品をくっつけるぐらいのカスタマイズが必要という形での今の話かと思いますが、中にはしっかりとしたオーダーメイドで作らなければいけないものが出てくるのではないかと。実際そういうケースを、少数ですけれども年1とかそれぐらいで見えていますので、それだとどう考えてもこの価格では難しいとなってしまう。装具でレ

ディメイド装具とオーダーメイド装具のような関係に恐らくあるのかなと考えています。多くの場合はレディメイドで済むのでしょうし、多少何か手を加えるにしても、オーダーメイドの項目を一部拾ってきてくっつける、レディメイド装具に改修を加えるという形で済むのと同じような感じですが、中にはオーダーメイドでしっかりと作り込まなければいけないものがあるけれども、それに対して参考にするものが、ちょうど普通の姿勢保持装置の価格があるので、それを準用してやってはどうかなのかというのが出てきている疑問があります。実際、うちではそれをやって、作り込んでいるものに対してはそうやって算定しているところではあります。それは一つの選択肢になり得るのかなと思っています。オーダーメイドとレディメイドを分けたほうがいいのかも考えているところがあります。

○芳賀座長 コメントありがとうございます。

今の西嶋構成員の御意見について何かコメントありますでしょうか。よろしいですか。

では、今のは御意見として伺っておきたいと思います。

そのほか、ありますか。

河合構成員、お願いします。

○河合構成員 河合です。

今、日本国内で入手できるものは原則1種類というか、1社だけだと思うのです。その会社が体幹パッドをつけていいと判断されているのが心配なのですけれども、その辺りの確認は厚労省のほうで取られる予定でしょうか。

○芳賀座長 事務局のほうから答えは可能でしょうか。

○野原専門官 1社というのがどこなのか私には判断できなく、2、3社思い浮かぶのですが、各社がパッドをつけて加工することをどう考えているのかというのは、現時点では確認していないので、必要に応じて確認を取らせていただきたいと思います。

○河合構成員 了解しました。

○芳賀座長 ありがとうございます。

そのほか、御意見、御質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この論点（案）を終了して、次の論点（案）に移ります。事務局から説明をお願いいたします。

○野原専門官 それでは、スライドの7「車椅子・電動車椅子 借受け対象化への主な論点（案）」を御説明させていただきます。

補装具のデモ機無償貸出しの実態調査においても、義足の完成用部品に次いで、車椅子・電動車椅子の無償貸出しが行われている実態が報告されております。

また、入院患者の方が退院時に日常生活で必要となる車椅子の支給申請を行ったところ、納品されるまでの期間が長く、自費で車椅子をレンタルする必要が生じたといった実態も報告されております。

さらに、入院患者の方が車椅子の利用を開始した時点では、長期的な変化を見越して適

合を予測することは専門職の方であっても困難であるといったことに対して、仮に短期間の借受けが利用可能で、車椅子の仕様を評価してから購入することができれば、購入後の不適合や不使用を防ぐ可能性につながるとの報告もあります。

加えまして、障害者の方が社会参加するための移動手段の確保の観点からも、車椅子及び電動車椅子の借受けのニーズは高いことが報告されております。

こういった現状を踏まえまして、主な論点として「車椅子及び電動車椅子の借受け対象化について」を挙げさせていただきました。

私からは以上です。

○芳賀座長 ありがとうございます。

それでは、本件については、厚労科研研究班の分担研究者である藤原オブザーバーからもし補足等があればよろしくお願いいたします。

○藤原オブザーバー ありがとうございます。東京大学の藤原です。

今回、借受けの創設から間もなく10年ということで、これに対して車椅子・電動車椅子を含めた運用実態の検証と、現行制度で制度的検討を要する部分について御提案させていただきたいと思っています。

先ほどありましたように、デモ機の一定期間の貸出しの際の無償提供というものが実際に行われていて、第70回の補装具評価検討会の際に、借受けデモ機に関するウェブアンケートで、参考資料1にもありますように、無償デモ機提供の有償化を求める声が非常に多くございます。

また、意思伝達装置のスイッチ等は借受け運用が適正ではあるものの、制度上対象外である問題や、また、障害者総合支援法改正時に駆け込みで導入されて、実態にそぐわないような構造上の問題等も第70回の補装具評価検討会の際に提起されております。

こうした背景から、適切な価格と運用で借受けを可能にすることというのは、その必要性を踏まえて、特に車椅子・電動車椅子に関しては異論がないのではないかと考えております。

第70回の補装具評価検討会の際に、完成用部品の借受けについては購入・修理の算定項目を変更して、更生相談所が処方箋に仕様評価を明記すれば事前申請は不要とする改正がされていますが、借受けで使用した部品をそのまま購入・納品できないという制度上の課題について、当時の河合構成員や榎本座長から指摘されていまして、今回の告示改正に向けて検討継続とされております。

製造系種目である義肢装具の完成用部品の借受けについては、取付工賃の算定が可能となっているので、車椅子や電動車椅子の借受けについても基本価格の算定はやはり同じように必須であると考えております。ただし、借受け後に車椅子・電動車椅子を新規購入する場合については、その基本価格は2台の購入と同じで、基本価格を半額とするなどの工夫は必要ではないかと考えております。

また、今回、借受けの対象種目を拡大するだけでは不十分と考えておりまして、これま

で制度として借受けというものがこの10年の間に全く運用されてこなかったという要因も併せて改善していくことが非常に重要だと考えております。この運用されなかった原因は主に3つあると考えております。

まず1つ目は、借受けから購入になる際に、事業者が購入時に再び新品を用意してユーザーに提供しなければならないこと。

2つ目が、借受けに使用した物品の破損時の責任の所在や補償の枠組みが制度上明確に定められていないため、事業者・メーカーが借受けに慎重にならざるを得ない構造になっています。また、実際に更生相談所も含めて借受けを運用する手続そのものが煩雑であることが挙げられます。

3つ目の手続等については、横井先生に御説明いただければと思いますが、私のほうから1つ目と2つ目についてご説明させていただきたいと思います。

まず、1つ目についてですが、以前から問題になっておりますが、同じ製品を購入することとなった場合に、告示では新品購入用のものを再び準備しなければならず、負担が非常に大きいために、結局、借受けが進まないという結果になっております。そのため、新品を借受けた場合にそのままそれを購入したいというケースには、その購入費用から借受費用を差し引いた上で、借受けで使用していた製品をそのまま使用できるような制度の整備が必要と考えています。

2つ目は、借受けの場合は、購入の場合と比べてユーザーの物品の取扱いが非常に荒くなって、破損・汚損リスクが高まるような実情があります。これを踏まえた補償の枠組みを検討する必要があると考えています。また、借受け期間が長い場合の金銭負担といった補償の定めもありません。また、貸し出すのがメーカーである場合と事業者である場合、この2つの場合に分けられますが、メーカーと事業者の費用負担の割合が決まっております。この問題については、Ⅱ類の検討会でも話題に上がったと思いますが、民間の損害保険を活用するなどの対応も考えられるのではないかと思います。一方で人工内耳などでは民間の任意保険を活用することが要領に定められておりますが、逆に任意保険に加入しているほうが実質的に掛金の分を損してしまうような現状の運用としては、加入者が減少するだけで好ましくありませんので、例えば最終的には公費で損害保険で借受けの際には強制加入していただいて運用することも一つかと考えます。その上で、物品の破損などへの対応を検討していく必要があるのではないかと考えております。

3つ目の課題について横井先生から御紹介いただければと思っております。

○芳賀座長　ありがとうございます。

それでは、横井オブザーバーのほうからコメントの追加がありますでしょうか。

○横井オブザーバー　リハビリテーションセンターの横井です。

借受けに関しての制度上の課題ですけれども、先ほど藤原先生がおっしゃったように、完成用部品の比較検討に関して、更生相談所が処方箋で指示した場合には借受けの費用を支給ということになって、それに伴って、私も判定医として判定を行っていますけれども、

義足の足部とか膝継手などの実際の場面で借受けを検討しやすくなったと考えております。今回、車椅子・電動車椅子の議論がありましたが、私のほうでも借受けの意思伝達装置もやっているのですけれども、完成用部品ではないものでも実際の処方のために事前に検討する、そういう意味合いはあるかと思っていますので、このような場合の取扱いについて制度面の整理検討が必要かと考えております。

以上です。

○芳賀座長　ありがとうございます。

それでは「車椅子・電動車椅子　借受け対象化への主な論点（案）」に関して、また、追加で頂いたオブザーバーからの御意見、コメントに関して、皆様から御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

西嶋構成員、お願いします。

○西嶋構成員　私もこの借受けは積極的に進めたほうが望ましいと考えています。やはりメーカーや事業者のデモ機の無償提供に依存するのはよろしくないのかと、そういう意味では適切に対価を払って有償でやったほうが、物としてもちゃんとしたものを用意してもらえる。そこで必要なものはある意味高額なものだとすると、きちんと借受けを踏まえた上で、テストした上でないと支給しませんというようなことも可能になってきますので、この借受けは積極的に進めたほうがいいと私も考えております。

その上で、藤原オブザーバーが述べられたような破損に対してのリスクに関しては、民間保険というのはいい方法と考えています。ユーザーにも原因はあるのでしょうけれども、ユーザーの責任ということを求めてしまうと、どうしても僅かな金額を惜しんで保険を嫌がる人も出てきたりしますので、そこは強制的に保険を掛ける、保険を掛けないにしても、責任は行政なりが負うという形でやったほうがいい。保険ではなくて一定のリスクを覚悟した上でやっていくと行政が判断するのだったら、それはそれでありかと思うのですけれども、その辺は事故の起こる確率を含めて判断すればいいのかなと感じています。公用車でも必ず全部に関して任意保険を掛けているわけではないというところもありますので、事故が起きたときは自分たちで責任を持つ、そこは自治体の判断があっていいかと思っています。

以上です。

○芳賀座長　ありがとうございます。

今、西嶋構成員から頂いた御意見について何か追加のコメントありますか。

では、よろしければ、それ以外に御意見、御質問等あればお受けしたいと思います。

高岡構成員、お願いします。

○高岡構成員　高岡です。

この借受けに関しては制度上の課題が現状いろいろありますので、それを修正等していただきながら、拡大といいますか、進めて利用できるようなものにしていただけるといいなと思っています。

一方、借受けを判断するのはあくまで判定医あるいは更生相談所であって、使ってみたら借受けをする、実際よかったから購入したい、そういう仕組みではないと思っていますので、しっかりと判定する側は考えなければいけないと思っています。意見です。

以上です。

○芳賀座長 ありがとうございます。

そのほか、ありますでしょうか。

河合構成員、お願いします。

○河合構成員 河合です。

借受けの制度をより有効にという意見は賛成なのですが、重度障害者用意思伝達装置と車椅子姿勢保持装置、電動車椅子と一緒に制度設計するのはかなり厳しいと思っています。というのは、入院中の方を更生相談所にどうやって連れていくのか、その辺りの金銭的な考え方と、入院中に外出させる意味というか、どう考えればいいのか、対象として分からないのですけれども、生活していない人に生活のための更生相談を使うというのはかなり厳しいのではないかと思います。もちろん、意思伝達装置だけ特別と思っているわけではないのですが、やはり性質が違うので、費用負担のことも考えて、制度のことはもう一度よくよく練って進めたほうがよろしいかと思います。コメントです。

○芳賀座長 ありがとうございます。

今のコメントについて何かコメントがありますでしょうか。

西嶋構成員、お願いします。

○西嶋構成員 今、河合構成員が述べられた、入院中でまだ生活を始めていない方ということですが、退院間近であって退院後に車椅子がないと生活できないというのは簡単に分かり切っている状況で、使う車椅子の調達ができないというところに関して介護保険が可能な方は介護保険を使えばすぐに調達できるのでいいのですけれども、介護保険を使えない方であると手帳でオーダーメイドで作ると2～3か月後になってしまう。その間どうするのかということをやむなく自費レンタルになっている。その問題を何とかしないといけないので、ここは介護保険並みに1～2週間で調達できるようなことで制度設計しなければいけない。そのときには多少適合はラフでもいいので、取りあえず使えるものがないと話にならないので、そこは入院中でまだ退院後の生活が確実に全部読み切れないものであったとしても、少なくとも車椅子がないと生活できないことぐらいは一目で分かるという人に関しては、ある程度見切りでもいいので、適合が多少粗くなってもいいから、借受けでまず最低限の部分を保障するということが必要なのではないかと思いました。なので、借受けで用意できるものはそんなに手の込んだ改修とかできないと思うのでどんぴしゃり適合させるのは無理というのはあってもいいと思いますが、そこそこ使えるものは早急に手配し、その後で本格的なものを支給するという二段構えというのはあっていいのかなと思いました。

以上です。

○芳賀座長 ありがとうございます。

そのほか、ありますか。

借受けの本質論みたいなのところになってくるので、その整理というか、そこも必要なのかなと思いましたけれども、西嶋構成員、追加のコメントありますか。

○西嶋構成員 ちょっと話が違うところなのですけれども、価格のところ、現状、借受けの価格というのは、耐用年数の3分の2で償却できるようにという形で価格を設定して、それを月割りにするというようなものだと思います。例えば車椅子だったりすると、1か月だけ評価のために使うとなると、そんなに高価な値段はつかないと思います。そうすると、往復の送料すら賄い切れないという事態になってしまうので、借受けはとてもやっていけないというメーカー、事業者になってしまいます。なので、先ほど藤原オブザーバーが述べられたように基本価格を算定する、満額算定するのはどうかというところはないですけれども、少なくとも往復の送料がきちんと出るぐらい、1か月ぐらいの使用であってもきちんと出るぐらいの設定にはしなくてはいけないと思います。基本価格というのは一ついい方法なのかもしれないと思いました。何もなしで月割りだけだと、小さな部品なら許容し得ると思うのですけれども、大きなものになってくると許容できなくなってくるのではないかとこのところではあります。

以上です。

○芳賀座長 ありがとうございます。

そのほか、コメントありますか。

山口構成員、お願いします。

○山口構成員 山口です。

いろいろ御意見を頂いているところでコメントになるのですけれども、退院時に申請した車椅子が間に合わないなどあって、自費レンタルで車椅子を賄っている方もいらっしゃいますので、それを借受けでフォローするというのは、本質的に違うかもしれませんが個々のニーズに応えることはできると考えております。

車椅子・電動車椅子ですけれども、支給後に御本人様の障害状況の変化、身体状況の変化があつて、それこそ1年後に違うタイプの車椅子が欲しいといった御相談を頂くケースもございますので、今回上がっております車椅子・電動車椅子の借受けというところの範囲を広げるというのは、私も賛成の意見でございます。ただ、一つ心配するところは、介護保険のレンタルとの区別を事業者やユーザーにもきちんと周知する必要があると考えております。

以上です。

○芳賀座長 ありがとうございます。

そのほか、ありますか。

私から1つだけコメントを追加すると、先ほどオブザーバーから借受けで貸し出している車椅子の破損に対する保険というような話がありましたけれども、意思伝達装置とかと

違って車椅子の場合は、その車椅子の不都合によって利用者が例えばけがをしたり、さらに言えばほかの人にけがをさせたりというところも一応考えておかないといけないと思いました。先ほどの損害保険あるいはそれと関係することに関しては、車椅子そのものの破損だけではなくて、車椅子によるけが、利用者本人、その他の人のけがというところまで考えておかないといけないのかなと思いましたので、コメントさせていただきます。

そのほか、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、議題1については以上で全て終わりましたが、よろしいでしょうか。議題1全体を通して何か追加ありませんか。

○芳賀座長 それでは、議題1については以上となりますので、議題2「その他」ということで、事務局から報告があるということですので、お願いいたします。

○野原専門官 事務局です。

確認なのですが、事務局資料以外の補装具に関して、もし皆様から御意見がございましたら、一度伺っていただければと思います。

○芳賀座長 そうですね。ありがとうございます。

西嶋構成員から手が挙がっていますが、何かありますか。

○西嶋構成員 今回、次の告示改正に向けた論点というところなのですが、これまでの検討の中で、補助金を含めて物価高騰対策という話がかかなり出ていたと思います。今回、その話が一切出ていない。もともと告示額の改定はする予定になっていたというところではあるかと思いますが、物価高騰対策という意味で、かなり大幅な価格の調整が必要になってくるというところに関して、この論点のところでは話が出ていないようですが、これは当然するというものなので、あえて取り上げなかったという理解でよろしいのでしょうか。

○芳賀座長 ありがとうございます。

これは次の議題とも関係する話だと思いますので、次の議題が終わったところでまとめて事務局からお答えいただくということでよろしいでしょうか。事務局、いかがでしょうか。

○野原専門官 後で御回答させていただきます。

○芳賀座長 それ以外のことについて関係するところは。

河合構成員、お願いします。

○河合構成員 河合です。

資料3ページの下肢装具の論点に関してです。各更生相談所からの希望で、靴型装具自体の適応についての基準がばらばらというのが以前あったと思うのですが、今回、靴型装具の適応についての何か考え方を出すという意向はあるのでしょうか。

○芳賀座長 事務局のほうからコメントありますでしょうか。

○野原専門官 事務局です。

本日お示しさせていただいた論点の中には、靴型装具のそういった整理というところが含まれておりません。

○河合構成員 河合です。オブザーバーから御意見がありましたけれども、18歳以上になると更生相談所の判定が必要になる靴型装具の多くが御家族の希望と合わないということで、なかなか靴が出ないという更生相談所が多いと思うので、住んでいるところによって靴型装具の適応の基準が決まっていないのは良いことと思えませんので、やはり何かしらの指針というか、Q&Aなりを出したほうがよろしいのではないかと考えております。コメントで結構です。

○芳賀座長 ありがとうございます。

御意見として伺っておきたいと思います。

そのほか、議題1と関係した部分で何かありますでしょうか。

では、よろしければ、議題2「その他」ということで、事務局からお願いいたします。

○増田補佐 議題2について事務局から御説明させていただきます。

表題のとおり「『電動車椅子』の基準額の臨時応急的な対応（案）」についてということで内容を報告させていただきます。

対応経緯でございますが、令和9年度の補装具告示の改正に向けて、既に御案内のとおり、令和7年度障害者総合福祉推進事業において、前回改正からの原材料費の価格上昇の状況、従業員給与の状況を調査いたしました。これを令和9年度改正の基礎資料としまして、今後、関係省庁との協議を進めてまいろうと思っていたところですが、その調査結果の中で、全ての補装具の原材料費について物価高騰の影響を受けていることが確認できた一方で、特に電動車椅子について、報告書の中にもございますけれども、3年間の平均上昇率53.2%と、他の補装具の上昇率と比較して突出した数字になっていることが確認が取れました。その結果をもって令和9年度の改正を待たずに臨時応急的な対応ができないかということを厚生労働省で検討した次第でございます。

その結果、一番下の枠内でございますが、現在、7月15日水曜日から8月13日木曜日までの1か月、パブリックコメントを実施しております。

その内容につきましては、概要欄のところでございます。電動車椅子の本体価格の上限価格について、電動車椅子の本体価格は、御承知のとおり、標準形と簡易形、おのこの低速用と中速用、切替式とアシスト式と4分割されておりますが、この4項目について価格を画面にお示しのとおり金額に変える案をパブリックコメントで諮らせていただいているところでございます。パブリックコメントの結果を踏まえ、内容を精査した結果、告示日は8月下旬を予定し、告示日と同日の適用ということで同じく8月下旬適用と想定しております。

先ほど西嶋構成員から御指摘がございました。あくまでもこの対応というのは、8月下旬を予定している電動車椅子のみの臨時応急的な対応でございます。先ほど申し上げました令和7年度の障害者総合福祉推進事業における調査結果、加えて、こちらも既に御案内

させていただいておりますが、令和7年度の調査以降も引き続き物価高騰の影響が出ているということを踏まえまして、令和8年度も同様の調査を実施する予定としております。その2つの調査結果を活用させていただきながら、電動車椅子も含め、全ての補装具価格の改定について、令和9年4月の改正に向けて内容を精査し、また関係省庁と協議しながら検討を進めていくということを予定しているところでございます。

事務局からは以上でございます。

○芳賀座長 ありがとうございます。

今、事務局から追加で、先ほどの西嶋構成員からの御意見に関してのコメントもありましたけれども、今回の電動車椅子の基準額の臨時応急的な対応は報告ということになりましたが、これも含め、皆様から御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

浅見構成員、お願いします。

○浅見構成員 ありがとうございます。

事務局が臨時対応的な価格の検討をされ、パブリックコメントを実施していただいているということで、今の物価高騰に即した対応を早急にさせていただいたことは非常にありがたいと個人的にも思っております。

私は厚労科研研究班の一員でもあるのですが、研究テーマについて、物価高騰に関することも含めて様々な成果を出してきました。厚生科学課の評価委員会では私たちの研究に対しまして良い評価をしていただいております。その委員会の中で懸念されていたことが、厚労科研の研究班の成果が令和9年度の改正案にどこまでリアルタイムに反映されるのかということであり、反映されることを期待する、というようなコメントをいただきました。

しかし、先ほどの物価高騰の話も含めた様々な成果がありましたが、実際に今回、論点として出していただいたものは限られております。たくさんある中から絞られた論点になっているわけですが、どういう基準で今回の論点が残ри、他のものが削除されたのかにつきまして、その経緯を教えていただければと思います。いかがでしょうか。

○芳賀座長 ありがとうございます。

事務局から回答をお願いいたします。

○増田補佐 浅見構成員、ありがとうございます。

こちらは先週のⅡ類の検討会でも同様の御指摘を頂戴したと思います。Ⅰ類のみ御参加の構成員もいらっしゃいますので、同様の御回答をさせていただこうと思っております。御承知おきください。

今回、資料1を内部で取りまとめる中で、今年度行う検討会で御議論いただく主なテーマは、やはり令和9年の告示改正に向けてということになります。その題材といたしまして、今までの補装具評価検討会の御議論、また、先生方に携わっていただいております厚労科研費での研究成果、並びにこれまで関係団体との意見交換で頂いた御意見、昨年度の関係団体ヒアリングにおいて、令和8年度適用ではないけれども、令和9年度には議論に

なるのではないかと、そういったものの全体を土台に置きながら、令和9年度以降の施行も中長期的に見なければいけない検討課題もある中で、今回はまず令和9年4月施行ということ念頭に置いて我々の中で精査させていただいたというところがございます。一方で、事務局でふるいのかけ方が誤っていたというところも、他意はございませんが、あった可能性はございますので、そういった点がもしございましたら、この場でありましたり、また本日以降でも結構でございますので、別途御指摘いただければと思います。

いずれにしてもという言葉は適切ではございませんが、9月を予定しております次回の検討会、Ⅰ類でもなくⅡ類でもなく合同の検討会になりますが、その中では、先週末の金曜日のⅡ類の検討会で御精査いただいた論点（案）、また本日御精査いただいた論点（案）に加えまして、関係団体のヒアリングに上がってきたものの中からの論点（案）というものを併せて、9月、11月のこの検討会で御議論いただく目次みたいなイメージでまとめたものをお示しさせていただきたいと思います。そこにも今日の御意見、また本日以降、次回までの間に先ほど申し上げた御指摘があったものについては事務局の中で精査して、改めて新たな全体の論点（案）ということでお示しさせていただきたいと考えております。

○浅見構成員　ありがとうございます。

評価委員会のほうからも、リアルタイムで実際に出た成果を即座に反映させてほしいというような御意見もいただいておりますので、絞ってというよりも、より多くの意見、研究成果を論点として取り上げていただければと思います。先ほどは、全ての補装具の改定につきまして、令和9年度の告示の検討に上げると言っていただきましたが、今回は、Ⅰ類とⅡ類で上がった論点の部分しか反映されないということになりますのでしょうか。

○増田補佐　ありがとうございます。

おっしゃいますとおり、先週のⅡ類、本日のⅠ類の中で論点（案）ということで、先ほど、私、目次みたいなものと申し上げましたが、9月、11月のこの検討会において御議論いただきたい目次案をお示しさせていただいております。繰り返しになりますが、先週の金曜日、また本日、この論点（案）について頂いた御指摘や、論点（案）以外に関する御指摘も頂いておりますので、それもひっくるめた新たな全体の論点（案）を9月にお示しさせていただく。目次はそこで固まったかもしれませんが、その目次に対してどのような改定を行うことが是か非かということを経9月、11月のこの検討会の場で御議論いただきたいと考えております。

○浅見構成員　ありがとうございます。他のものも含めた新たな論点を9月にお示しただけということでした。

今回、物価高騰と賃金の問題もあって電動車椅子のことを臨時対応していただくことになったというようなお話もありましたけれども、賃金の研究結果につきましては、今日御出席の中村オブザーバーが結果を出してくださっていたと思います。中村オブザーバー、何かコメントがあればお願いしたいのですが、芳賀座長、よろしいでしょうか。

○芳賀座長　中村オブザーバーから追加コメントがあればお願いいたします。

○中村オブザーバー 中村です。あまりしゃべり過ぎないようにするので、しゃべり過ぎたら止めてください。

まず、推進事業で調査した結果で、各医療職と、ほかの医療職と比べて義肢装具士の給料はこのぐらいだというのは出ていたと思いますけれども、そもそも病院勤務の医療職と製作事業所に勤めている義肢装具士とは働き方が違うのです。そこら辺を踏まえた議論がなかなかできていない。

何が違うかというと、義肢装具士というのは出来高払いなのです。要は、義肢装具をちゃんと作って物を提供して初めて給料が出るのです。お金がもらえるのです。ところが、ほかの医療職というのは、病院とかで何時間働くとそれだけ点数がもらえるのですから、ゴールに行かなくても途中下車でもお金は入るのです。義肢装具士なり製作事業者というのは、取りあえずお金にするにはゴールに行かないといけない。そうすると、夜なべしても働かないといけないし、そこら辺で基準が全然違うと思っているので、そういうところの議論を踏まえた結果を考察する必要があると思います。

出来高払いというのは、話がそれますけれども、前々回ちょっと話題になりました行政からの無償労働にもつながってきて、結局、物ができないとお金が入ってこないの、行政から無理難題を突きつけられてでも渋々やらざるを得ない、そういう状況だということを理解して義肢装具士なり製作事業者の処遇改善につなげるという議論をしたいと思っています。

前々回いろいろ説明しましたが、行政からいろいろ無理難題を突きつけられたり、行政側もルール違反をしたりして、例えば最近では適合証明書は本当は医師の証明が必要なところをほかの医療職の証明書でもいいというように、行政側もやりくりができなくてルール違反せざるを得ないという状況もあります。片や、製作者のほうも手抜きをしたり、不正請求が疑われたりする事例もあるようなので、そういう性悪説で成り立っている制度が双方の首を絞めている、そういう状態になっているのではないかと思います。

ちょっと大きな話になりますが、この検討会でも何回もこの制度は崩壊していますと指摘していて、ある構成員から、飯田先生の計算式はもう古いので見直したほうがいいという話も出ていましたので、そこから逃げずに皆さんで新しい制度をつくるという方向を厚生労働省がリーダーシップを執って動かしていかなければいけないと思っています。

最後に、この検討会は事業所の経営とか議論して、そういう場の雰囲気がありますけれども、事業所がなくなるということは、義肢装具、治療する治療方法がなくなるということなのです。一つの治療方法がなくなるということは医療にとっても大きな損失になると思いますので、医療従事者の方も人ごととは思わずに大に関心を持って議論していただきたいと思う次第です。ちょっと話がそれましたが、よろしく願いいたします。

○芳賀座長 ありがとうございます。

まだ手が挙がっていますが、浅見構成員、何か追加コメントありますか。

○浅見構成員 繰り返すにはなりますが、研究班の成果の中の、賃金のことや、材料費に

関してのデータについては電動車椅子の今度の臨時対応につながり、大変よかったと思っています。そのほかの成果につきましても、ぜひ取り上げていただきたいという願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○芳賀座長 ありがとうございます。

私の理解では、先ほど事務局からお話があった中には、電動車椅子は今回こういう形で取り上げているけれども、その他の補装具に関しても物価高騰の影響とそれに対する対応に関しては検討していて、令和9年度の価格改定に向けて検討しているというコメントがあったと理解したのですが、事務局、その理解でよろしいでしょうか。

○増田補佐 ありがとうございます。

そのような御理解で大丈夫かと思います。価格の構成につきましては、材料費に加えて人件費も含まれたものになっております。令和7年度の調査では従業員調査も行い、その結果についても報告書という形で報告がなされているところでございまして、当然、そういった両方の目線も視野に入れながら、念頭に置きながら、財源確保に向けて努めてまいりたいと考えているところでございます。

○芳賀座長 ありがとうございます。

西嶋構成員、お願いします。

○西嶋構成員 度々すみません。西嶋です。

電動車椅子を今回ぐっと上げていただいて、異次元の物価高騰に対して異次元の対応という形でかなり難しい調整をされて、いろいろなプレッシャーもあったと思いますが、いろんな人の力で何とかこういう今までに例のないような対応を取っていただいたことに関しては、その努力に関しては敬服するところであります。

ただ、残念ながら、切替式の価格に関しては、値上げした分に対してこれでもまだ十分に対応しきれていないとかやはり少し足りないので、誰かに泣いてもらうか、それはよろしくないので特例を使わざるを得ないという状況にあるわけです。アシスト式に関しては、何とか告示価格がメーカー希望小売価格を上回ってくれたのでいいのですが、ここでちょっと気になったのが、電動車椅子は取付作業がどうしても必要になってくる。その部分が物の値段とは別にそれなりに存在するはずなのですが、そういう定めがないものですから、事業者としては物の値段プラス取付工賃込みで一定の金額があればいいという見方だと思いますが、立てつけとしては、物の値段が幾らという形で取付工賃については想定に入っていないような感じに見えるものですから、そのところは、今回の価格がという意味ではなくて、この春、また告示価格を変えていく中で取付工賃を基本価格みたいなものにするのか、そこは分かりませんが、そういうのをきちんと見積もっていかないといけないのかなと思います。その中で、例えば7年に追加された着脱式というのは取付工賃は要らないものかと思いますが、その辺、少し差別化ができるものなのかなと思ったりします。

物価高騰で物の値段が上がりますけれども、処遇改善を考えると、取付工賃のほうもし

っかりと見ていかなければいけない。それも処遇改善のためには上げていかなければいけないところかと思いますので、その辺、制度設計というか、価格設定の中で物の値段だけではないというところをより意識していかないと、物の値段は手厚く見るけれども、タダ働きを強いている状態と評価されてしまっただけは悲しいというか、頑張って値段を上げてくれたところに関して不適切な評価になってしまっても（厚労省が）かわいそうだと思いますので、そこはぜひお願いしたいところです。

以上です。

○芳賀座長 ありがとうございます。

御意見として伺ったと思いますけれども、何かこれに関して事務局を含め、どなたかコメントありますか。

事務局からお願いします。

○増田補佐 西嶋構成員、ありがとうございます。

御指摘のとおりかと思います。今回は臨時応急的な対応ということで、本体価格の上限価格の修正をさせていただきました。一方で、電動車椅子に限った話になりますが、その他にも基本価格、加算要素価格というものがございます。そういったものも含めて令和9年改正に向けては、先ほど申し上げた令和7年度、令和8年度の調査結果を踏まえて改正する必要があると認識しておりますし、それは電動車椅子に限らず全ての補装具についても同様の考え方を持っておりますので、御指摘いただいた視点を持ち合わせながら引き続き検討していきたいと考えております。

○芳賀座長 お答えありがとうございます。

そのほか、資料2に関してはよろしいでしょうか。

浅見構成員、お願いします。

○浅見構成員 取付工賃のことは賃金のことにも関連する大事なところだと思いますが、今回のこの臨時応急的な対応の中に入れることは難しいということですね。令和9年度のほうに入れていただけると感じるのでしょうか。

○芳賀座長 それでは、事務局からお願いします。

○増田補佐 ありがとうございます。

先ほど西嶋構成員もおっしゃっていただきましたとおり、最終的には基本価格、本体価格、加算要素価格、丸まった価格で事業者さんのお手元に入るという形になります。今回は、本体価格の部分について今年度の当初予算から対応できるであろうという金額を算出し、そこをあてがったという形になります。繰り返しになりますが、結局は丸まった価格で手元に入る形にはなりますけれども、次回の令和9年改正については、物価の上昇率だけを気にしながら本体価格の改定だけをする改正ではなくて、基本価格、加算要素価格、そういったものも調査結果も踏まえながら精査していきたいと考えております。

○浅見構成員 ありがとうございます。安心いたしました。

○芳賀座長 ありがとうございます。

それでは、資料2についてはよろしいでしょうか。

河合構成員、お願いします。

○河合構成員 河合です。

何度もすみません。今回、上げていただいたことでメーカーさんをはじめ多くの方が非常に助かると思いますし、更生相談業務に関わっておられる都道府県の方も大変楽になると思います。今、団体からのヒアリングをされていると思いますが、その反映は9月末日に返ってくると思うので、今回、電動車椅子に関しては、日本車椅子シーティング協会さんをはじめ、いろんな方からの意見を聞く機会是我々にはあると思うのですけれども、それ以外の意見というのは今回のパブリックコメント以外にはないということですのでよろしいでしょうか。

○芳賀座長 事務局、いかがでしょうか。

○野原専門官 事務局です。

今、お話のあった団体ヒアリングですが、今、実施中で、7月末を締切りとさせていただいておりますので、次回9月の検討会でまとめたものを御報告させていただく予定になっております。パブリックコメントとは別に御意見があるかもしれません。

○河合構成員 河合です。

電動車椅子の簡易形については、今、かなり自己負担されているというお話をいろんな方から聞いているので、それが解消されればいいのですが、まだまだ足りないというところのお話もあるかもしれません。その辺りの御意見をまた検討会で聞かせていただければ我々の判断材料になるかと思っております。よろしく願いいたします。

○芳賀座長 ありがとうございます。

そのほか、車椅子・電動車椅子の件はよろしいでしょうか。

よろしければ、議題2はおしまいにして、本日予定していた議題は以上です。

本日の全ての議論を通じて最後に何か言い忘れたことなどございましたら御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。

では、よろしければ事務局においては本日晒された御意見を踏まえて次回以降への準備をお願いいたします。

それでは、最後に事務局から今後の予定などをお願いいたします。

○増田補佐 本日は御議論ありがとうございました。

本日の議事内容につきましては、皆様に御確認いただいた上で、後日、厚生労働省のホームページに議事録として掲載予定でございます。

また、次回の検討会につきましては、日程が決まり次第、改めてお知らせさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○芳賀座長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、第77回「補装具評価検討会」を終了いたします。長時間

にわたり、本日はどうもありがとうございました。